

2013年度 日本アーカイブズ学会 総会資料

【 総 会 次 第 】

1 開 会

2 会長挨拶

3 議長選出

4 議 事

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 2012年度活動報告 | (資料1) |
| (2) 2012年度決算報告 | (資料2) |
| (3) 2012年度会計監査報告 | (資料3) |
| (4) 2013年度活動計画 | (資料4) |
| (5) 2013年度予算 | (資料5) |
| (6) 日本アーカイブズ学会登録アーキビスト報告 | (資料6) |
| (7) 会則及び規程改正 | (資料7) |
| (8) その他 | |

5 閉 会

<参考資料>

- ・ 会 則
- ・ 総会運営規程
- ・ 役員選出規程

2013年4月20日

日本アーカイブズ学会

The Japan Society for Archival Science: JSAS

資料 1

2012年度活動報告（案）

1. 大会、委員会、および研究集会等の開催・準備

（1）大会の開催

2012年4月21日（土）、22日（日）の2日間、学習院大学を会場として開催され、受付人数で合計128名が参加した。

1. 総会

- ・定足数確認時点で61名の正会員がおり、成立した（正会員数455名、定足数46名）。
- ・2011年度活動報告・決算報告・会計監査報告、ならびに2012年度活動計画・予算が採決（拍手）により承認された。

2. 公開講演会

講演者：ヴー・ティ・ミン・フォン博士（ベトナム国家記録アーカイブズ局局长、ICA 副会長）

演題：「ベトナムのアーカイブズを語る 国家記録アーカイブズ局の歩みを中心に」

3. 自由論題研究発表会

【会場1：南3号館203教室】

柴田 葵（桜美林大学 基盤教育院 非常勤講師）

「地域社会に関わるアート・プロジェクトのアーカイブ活動について」

橋本 陽（学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻）

「調査しながら利用するー 概要目録の可能性」

高橋邦幸（中央大学大学院文学研究科日本史学専攻）

『延喜式』にみえる「文殿」の解釈をめぐって」

浅野真知（国文学研究資料館 学術情報課図書情報係）

「近現代日本の省庁における文書管理規則の変遷」

岩橋清美（東京都公文書館）

「明治前期東京府における文書管理の特質」

齋藤柳子（学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻）

「レコード・マネジメント導入による公文書の評価選別の簡素化」

【会場2：南3号館204教室】

平井孝典（小樽商科大学百年史編纂室・研究員）

「スウェーデンにおけるアーカイブズの現状と使用されているカタログの特徴」

白川栄美（リヴァプール大学）

「イギリスのアーカイブズサービスにおける「学習・教育」の役割とその普及」

松尾美里（学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻）

「電子記録のための保存メタデータについて」

原田真喜子（首都大学東京大学院システムデザイン研究科インダストリアルアート学域ネットワークデザイン専攻）

「ソーシャルネットサークルサービスを用いた災害証言アーカイブのデザイン手法とその可能性」

蔵原大（軍事問題研究会研究委員）・高橋志行（一橋大学大学院社会学研究科 博士後期課程）

「デジタルコンテンツのアーカイブ化の現在とその課題——文化政策論の視座から」

橋本 貴（神戸学院大学非常勤講師）

「アーカイブズからデジタル・アーカイブズへ セマンティック WEB 時代のアーカイブズ」
＜企画研究会＞

【会場：南3号館201教室】

テーマ「東日本大震災1年 ―これまでの活動と今後の課題―」

佐藤大介（宮城歴史資料保全ネットワーク）

「宮城での歴史資料保全と 3.11 大震災― 震災「前」・震災「後」・これから―」

木本洋祐（神奈川県公文書館）

「神奈川県立公文書館における陸前高田行政文書レスキュー事業」

金 慶南（法政大学サステナビリティ研究教育機構）

「環境アーカイブズの震災関連活動」

政池 明（国際高等研究所）

「福島原発放射線測定のアーカイビング」

（2）委員会の開催

2012年	4月10日	（火）	学習院大学
2012年	5月10日	（木）	学習院大学
2012年	6月 5日	（火）	学習院大学
2012年	7月10日	（火）	学習院大学
2012年	9月 4日	（火）	学習院大学
2012年	10月 5日	（金）	学習院大学
2012年	11月16日	（金）	学習院大学
2013年	1月 7日	（月）	新橋事務所
2013年	2月12日	（火）	新橋事務所
2013年	3月18日	（月）	新橋事務所
2013年	4月 9日	（火）	学習院大学

（3）研究集会の企画・開催

1. 研究集会「医療をめぐるアーカイブズ」

2012年11月25日（日）13時30分～17時に神奈川県立公文書館大会議室 で開催された。参加者は31名であった。

【報告】

芹澤良子氏（国立国会図書館）

「医療史研究と史料― ハンセン病対策の事例から」

鈴木晃仁氏（慶應義塾大学）

「昭和戦前期精神病院の症例誌について」

コメント：石原一則氏（神奈川県立公文書館）

＜まとめ＞：医療をめぐる記録は、人間の「生き死に」や「生き様（ざま）」に直結するものであるという点で、他とは違った独自の意味をもっている。また“医療”に関する現場は、人々が診察・治療に訪れる病院、社会政策としての医療・衛生行政、医学研究のための研究機関などの多様な形で存在し、様々な人々が“医療”という行為に関わる場である。そこでは、病院のカルテ、調査されたデータ、実験で得た結果など、実に数多くの種類の記録が生み出されている。それらは今までも、そしてこれからも私たちの社会に不可欠なものである。しかしながら、現在、この分野に関するアーカイブズの状況は必ずしも整備されているとは言えない。本研究集会は、こうした

状況を改善する取り組みの第一歩として企画された。まず、芹澤良子氏からハンセン病に関する観点から、続いて、鈴木晃仁氏から精神医療に関する観点から、医療とアーカイブズをめぐる諸問題についてご報告をいただいた。その上で、石原一則氏に、医療をめぐる記録の保存と利用の問題について、自治体アーカイブズの立場からコメントをお願いした。いずれもたいへん興味深く、かつ有益な報告、コメントであり、医療をめぐるアーカイブズの保存と活用が、歴史的、社会的に極めて重要な意味を持つことが、改めて強く認識された。

(4) 2013年度大会の準備

日本アーカイブズ学会2013年度大会を2013年4月20日（土）、21日（日）の2日間、学習院大学で開催することとし、以下のような内容で大会講演会、自由論題研究発表会、企画研究会の準備を進めた。

4月20日（土）【会場：学習院大学北1号館】

<総会>

<大会記念講演会>

金 河元（キム・ハウオン）氏（韓国釜山・民主主義社会研究所所長）

「韓国民主化運動史の叙述における史料のあり方」

4月21日（日）【会場：学習院大学北1号館】

<自由論題研究発表会>

宇野淳子（國學院大學研究開発推進機構）

「音声記録のライフサイクル試論」

平野 泉（立教大学共生社会研究センター）

「アーカイブズ学の基本概念と住民・市民運動記録」

古賀 崇（天理大学）

「「オープンガバメント」時代の政府情報アクセスとアーカイブズに関する予備的考察」

大蔵綾子（筑波大学大学院図書館情報メディア研究科）

「諸外国における議会公文書館の設置及び法令等の制定に関する現状と課題」

渡邊美喜（東京国立近代美術館）

「アートの領域における個人アーカイブズの深化と拡張—パウル・クレーの事例に学ぶ」

安江明夫（学習院大学非常勤講師）

「脱修復の思想と実践—敦煌文書の保存事例から」

齋藤 歩（学習院大学大学院アーカイブズ学専攻）

「アーカイブズ学に基づく近現代建築記録の編成と記述について— RIBA 建築図書館オンライン目録と OAC の比較を通して」

阿久津美紀・広瀬真紀（学習院大学大学院アーカイブズ学専攻）

「段階的資料調査の実践—エリザベス・サンダース・ホーム資料調査の現場から」

<企画研究会> 「放射線データアーカイブズの構築に向けて」

松本 保（国立国会図書館電子情報部主任司書、予定）

「国立国会図書館における東日本大震災アーカイブ構築の取組」（仮）

松尾美里（学習院大学大学院アーカイブズ学専攻博士後期課程）

「アーカイブズ学から考える科学資料のアーカイビング」

伊藤好孝（名古屋大学太陽地球環境研究所教授）

「福島放射線測定データの現状とメタデータベース作り」

2. 機関誌の発行

(1) 『アーカイブズ学研究』第16号(A4版、105頁) 発行日: 2012年3月31日

【主な内容】

論文: テリー・クック、ビル・ワイザー (平野 泉: 訳) 「ローリエの約束: カナダの歴史的
国税調査記録への公的アクセスを確保する」

動向: 大谷 明史「本邦企業アーカイブズの30年」

小谷 允志「研究集会「アーキビスト資格制度の実現に向けて: 学会提案を議論する
Part2」参加記」

佐藤 勝巳「研究集会「アーキビスト資格制度の実現に向けて: 学会提案を議論する」
に参加して」

書評: 高橋 実『厳島文書伝来の研究 中世文書管理史論』

堀内 謙一『近代地方行政体の記録と情報』

藤 隆宏『時を貫く記録の保存 日本の公文書館と公文書管理法』

福島 幸宏『公文書をつかう 公文書管理制度と歴史研究』

紹介: 高野 修『教会アーカイブズ入門』

(2) 『アーカイブズ学研究』第17号(A4版、178頁) 発行日: 2012年11月30日

【主な内容】

特集 日本アーカイブズ学会 2012 年度大会企画研究会報告

「東日本大震災1年- これまでの活動と今後の課題- 」

佐藤 大介「宮城での歴史資料保全と 3.11 大震災- 震災「前」・震災「後」・これから- 」

木本 洋祐「神奈川県立公文書館における陸前高田行政文書レスキュー事業」

金 慶南「東日本大震災における「震災・原発」の記録化事例研究- 法政大学「環境ア
ーカイブズ」の活動を中心に- 」

政池 明「原発事故による放射線測定結果のアーカイビング」

論文: ペイタル・ホルスマン、エリック・ケテラル、ティオ・トマスン (青山 英幸
訳) 「ダッチ・マニュアル入門: 2003 年米語版再版によせて (上)」

動向: 古賀 崇「国際アーカイブズ評議会 (ICA) 2012 年ブリスベン大会に参加して」

書評: 藤吉 圭二「石川徹也ほか編『つながる図書館・博物館・文書館 デジタル時代
の知の基盤づくりへ』

横山 遼「公益財団法人渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター編『世界のビ
ジネス・アーカイブズ 企業価値の源泉』

前川佳遠理「安藤正人著『アジアのアーカイブズと日本 記憶を守り記憶を伝える』

紹介: 平澤 加奈子「鹿内浩胤著『日本古代典籍史料の研究』」

関根 豊「松岡資明著『アーカイブズが社会を変える 公文書管理法と情報革命』
同『日本の公文書 開かれたアーカイブズが社会システムを支える』

3. 学会普及および対外交流活動

(1) 海外関係機関との交流

2012 年度から従来事務局が行っていた広報・渉外業務を独立させて担当を設置した。広
報・渉外担当は、主として JSAS が加盟する国際団体との諸業務に従事した。

ア. ICA (カテゴリーB 会員)

ICA2012 年大会 (2012 年 8 月 20—23 日、オーストラリア・ブリスベンにて開催)
に、議決権行使のため古賀崇委員を派遣するにあたり、諸般の調整にあたった。

イ. EASTICA

JSASが2013—14年度のEASTICA理事を引き受けるにあたり、諸般の調整にあたった。

ウ. 「日本アーカイブズ学会会員海外派遣に関する内規」

ICA2012年大会への委員派遣をめぐる議論の中で、派遣に係る何らかのルールが必要という指摘がなされたことを受け、「日本アーカイブズ学会海外派遣に関する内規」原案を担当で作成して委員会に提案。2013年3月18日の委員会にて承認された(内規は別紙掲載)。

(2) 国内関係機関との交流

ア. アーカイブズ関係機関協議会での意見交換

2012年度は当学会が事務連絡を担当し、12月18日(火)に国立公文書館において協議会を開催した。主に登録アーキビスト資格制度についての意見交換を行った。

(3) 共催・後援行事

ア. 5月23日(水)～25日(金)、東京国際展示場にて開催された「自治体総合フェア2012」(一般社団法人日本経営協会主催)に、ARMA東京支部、記録管理学会と共同で展示ブースを出展した。

イ. ARMA International東京支部と共催「「記録管理の専門職はなぜ必要か」、2012年5月21日(月)、学習院大学創立百周年記念会館小講堂

ウ. 学習院大学大学院アーカイブズ学専攻・京都大学大学文書館主催「国際セミナー「デジタル記録とアーカイブズ」後援、2012年6月23日(土)、芝蘭会館別館2階 研修室

エ. 情報知識学会主催「第17回情報知識学フォーラム 震災の記憶・記録とアーカイブズ」後援、2012年11月4日(日)、東京大学本郷キャンパス 工学部2号館 1階213号大講義室

オ. 筑波大学知的コミュニティ基盤研究センターほか主催「シンポジウム 大災害における文化遺産の救出と記憶・記録の継承」後援、2013年3月2日(火)、筑波大学春日エリア情報メディアユニオン1階 情報メディアユニオン講義室

(4) 学会活動紹介

ア. 日本図書館協会の機関誌『図書館雑誌』第1067号(2012年10月発行)に、会長の高橋実氏による「「日本アーカイブズ学会登録アーキビスト」資格認定制度の創設について」が掲載された。

イ. 地方史研究協議会の機関誌『地方史研究』第358号(2012年8月発行)に、会員の太田尚宏氏による「日本アーカイブズ学会二〇一二年度大会参加記」が掲載された

4. 規程類の整備

(1) 日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程改正案(別紙表掲載)を作成した。

(2) 日本アーカイブズ学会プライバシーポリシー(別紙掲載)を策定した。また、WEBサイトでの取り扱いに関する当学会の方針も決定した。

5. 事務業務

(1) 事務内容

ア. 会員関係事務(入会受付、会員名簿管理、会員への連絡など)

イ. 会計事務(会費徴収、活動経費の支払いなど)

ウ. 総会・大会・委員会準備、実施、議事録作成

エ. 記録・アーカイブズの管理

オ. 広報および普及活動

カ. 他団体との交流関係事務

キ. 新規ロゴマークの作成

学会のロゴマークを作成するために公募を行い、2013年3月の委員会において新ロゴマークを決定した。以後、各種学会活動において使用することとした。

(2) Webサイトの維持管理

ア. Webサイトのデザイン等を大幅に変更し、情報更新の迅速化を実現した。

イ. Webサイトの更新

2012年度において、ニュースを中心に34件の更新を行った。

ウ. Webサイトのアクセス履歴 (2012年4月1日～2013年3月31日)

ヒット総数264,004件、一日平均723.3件、最大ヒット数11月28,833件

(3) 「日本アーカイブズ学会からのお知らせ」電子メール(旧メール便)の配信

2012年度において、会告、主催・後援等の行事情報、関係諸団体・会員提供の各種情報、事務連絡等につき、15回の配信を行った。なお、電子メールを使用しない会員に対しては、同じ情報を郵送した。

(4) 新橋事務所開設に伴う事務機能の移転

登録アーキビスト資格制度開始に備えて2012年9月、(一社)国際善隣協会とのあいだで事務所賃貸契約を結び、10月1日より港区新橋1丁目5番地5号 国際善隣会館5階に新事務所を開設した。これに合わせて定例の委員会も同会館内で行なうことになった。

6. 日本アーカイブズ学会登録アーキビスト資格認定制度

(1) 2012年度総会において承認された「日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程」に基づき、10月5日に「日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程細則」を決定の上、公表した。その後、申請要項を公表し、12月1日から31日までの間、申請の受付を実施した。

(2) 2013年2月15日、資格委員会を開催し40名の申請者の審査を行なった。その後、資格委員会委員長より会長宛に審査結果が報告され、3月18日の学会委員会の議を経て適格者が決定された。その後、3月末日までに登録料の払い込みが完了し、38名が登録アーキビスト名簿に登録された。

(3) 登録証等を発注し、納品後の4月に登録アーキビストに登録証および登録カードを発送した。

7. 役員・事務局員と業務分担(2013年3月31日現在)

2012年度総会において選出された18名の役員、事務局補佐4名により本会の活動を計画・実施した。

会 長	高橋 実	(日本アーカイブズ学会)
副会長	安藤 正人	(学習院大学)
	石原 一則	(神奈川県立公文書館)
委 員	青木 直己	(日本アーカイブズ学会)
	加藤 聖文	(人間文化研究機構国文学研究資料館)
	古賀 崇	(天理大学)
	研谷 紀夫	(関西大学)
	中谷 正克	(日本アーカイブズ学会)
	平野 泉	(立教大学共生社会研究センター)
	青木 祐一	(学習院大学)
	渡辺 佳子	(学習院大学大学院)
	渡辺 浩一	(人間文化研究機構国文学研究資料館)
	宮本 真理子	(日本アーカイブズ学会)

	早川 和宏	(横浜桐蔭大学)
	富善 一敏	(東京大学経済学部資料室)
	宮間 純一	(宮内庁書陵部宮内公文書館)
	和田 華子	(日本アーカイブズ学会)
	宇野 淳子	(國學院大学研究開発推進機構)
監 事	水口 政次	(日本アーカイブズ学会)
	佐藤 勝巳	(戸田市教育委員会)
事務局補佐	久保田 明子	(学習院大学大学院)
	佐藤正三郎	(米沢市上杉博物館)
	平井 孝典	(日本アーカイブズ学会)
	橋本 陽	(学習院大学大学院)

- ① 研究担当：安藤・古賀・研谷・渡辺浩・青木祐
◎大会・研究集会の企画・運営
- ② 編集担当：青木直・富善・和田・宮間
◎会誌の企画・編集・発行
- ③ 広報渉外担当：平野・宮本
◎ICA等との連絡および海外招聘者の対応・学会の対外向け広報活動
- ④ 資格制度担当：石原・中谷
◎資格制度創設準備・資格制度スタート後の審査体制のサポート
- ⑤ 法制組織担当：早川・渡辺佳
◎学会の法人化に向けた準備
- ⑥ 事務局担当：加藤（事務局長）・宇野・久保田・橋本・平井・佐藤
◎学会の事務業務全般・経理事務

7. 会員数（2013年3月31日現在）

正会員483名（うち学生75名） 賛助会員23団体

資料 2

2012年度 決算書(案)

歳入

単位:円

項目	予算額	収入済額	比較増減	備考
繰越金	1,028,462	1,028,462	0	前年度からの繰越金
会 費	2,500,000	2,118,000	△382,000	個人 1,818,000 賛助 300,000
参加費	100,000	114,000	14,000	大会 114,000 研究集会 0
寄付金	1,000	0	△1,000	
売上金	150,000	120,000	△30,000	会誌
雑入	50,000	460,465	410,465	広告料、利息等:70,465
				資格申請登録料:396,000
合計	3,829,462	3,840,927	11,465	

歳出

単位:円

項目	予算額	支出済額	不用額	備考
総会・研究集会費	400,000	88,277	311,723	講師・アルバイト謝礼等
事務費	200,000	268,527	△68,527	コピー、文具、郵送料等
印刷製本費	1,000,000	965,055	34,945	会誌16号・17号等
賃 金	200,000	0	200,000	
委託料	130,000	260,997	△130,997	WEB 管理料、ロゴ作成費等
負担金	100,000	27,360	72,640	ICA・全史料協会費
学会推進基金	0	0	0	
予備費	1,799,462	448,245	1,351,217	事務所賃料等:221,445 資格制度運営費:226,800
合計	3,829,462	2,058,461	1,771,001	

(歳入－歳出) 3,840,927 円－2,058,461 円＝1,782,466 円 ⇒ 次年度繰越

学会推進基金	3,000,000 円 (別立て定期積金)
--------	-----------------------

上記の通り報告します。

2013年4月20日

日本アーカイブズ学会

会長 高橋 実

監 査 報 告 書

日本アーカイブズ学会会則第 10 条第 4 項の規定に基づき、会計
帳簿など会計書類を審査した結果、2012 年度の会計は適正に執行
されていることを認めます。

2013 年 4 月 18 日

監 事 水口 政次 
監 事 佐藤 勝巳 

資料4

2013年度活動計画（案）

1. 大会、委員会、および研究集会等の開催・準備

(1) 2013年度大会の開催と2014年度大会の準備

2013年度大会を2013年4月20日（土）・21日（日）に開催する。

2014年度大会を準備する（2014年春季開催）。

(2) 委員会の開催

月に一回程度のペースで委員会を開催する。

(3) 研究集会の企画・開催

研究集会を企画・開催する。また、首都圏以外での開催なども検討する。この他、2014年度大会における研究集会を企画・準備する。これらの研究集会は、研究報告、シンポジウム、および見学・研修、等々を行うものであり、本会研究活動の中心的な場とする。企画にあたっては次の諸点に留意するものとする。

ア. 会員が相互に課題を出し合い、学会活動の方向を模索・形成していくこと。

イ. 正会員と賛助会員の積極的な意見交換を通して、共通の課題を発見し、それに取り組むこと。

ウ. 大学等教育研究機関とも連携し、アーカイブズ学の教育・普及、およびアーキビスト養成を進展・充実させること。

エ. 隣接分野・新興分野、あるいは関連諸機関・団体と交流し、共通の課題を発見し、それに取り組むこと。

オ. 海外の研究者・関連団体と交流し、研究動向を把握しながら、国際的視野のもとに研究活動を企画・推進すること。

2. 機関誌

(1) 機関誌『アーカイブズ学研究』の発行

第18号を2013年4月、第19号を2013年11月に発行する。

(2) 編集企画、投稿論文の審査事務、編集事務

機関誌の内容について、大会を含めた研究集会の成果をできるだけ反映させると共に、アーカイブズ学研究の発展のため、良質の論文掲載に向けて努力する。

3. 学会普及および対外交流活動

(1) アーカイブズ関係機関協議会に参加し、情報交換および相互協力を進める。

(2) 2013年度EASTICA会議への委員派遣を行う。

(3) 他団体との交流関係事務

アーカイブズ関係機関協議会など関係各団体との連絡を密にし、積極的な共催・後援活動を進めるなかで、協力関係の拡充を図る。

4. 規程類の整備

会運営の効率化、事務遂行の安定化に向けて規程類の整備を引き続き進める。

5. 事務業務

(1) 事務体制の整備

アーキビスト資格制度の継続的運営を並行して行なうため事務体制の充実と刷新を図る。

(2) Webサイトの維持管理

ア. Webサイトの更新

大会、研究集会、後援行事等の開催案内や機関誌の発行など、学会の活動とその成果に関する情報を速やかに発信していく。

イ. Webサイトの改善

さらに分かりやすく利用しやすいWebサイトを目指して、定期的な見直し作業を進める。

ウ. Webサーバーの維持管理

Webサイトによる情報提供が安全かつ確実にできるよう、セキュリティ対策やコンテンツのバックアップを実施する。

(3) 財務基盤の強化

今後の学会活動発展のため、引き続き経費支出の見直しを積極的に行い、財務基盤の強化に努める。

(4) 法人化に向けての準備

学会法人化に向けて会計制度の見直しを含めた検討を始める。

6. アーキビスト認定制度

日本アーカイブズ学会登録アーキビスト認定制度を継続して実施する。Webなどを通じて積極的な広報に努める。なお、2013年度の申請は、10月1日から10月31日までを申請受付期間とし、12月末までに審査および申請者への通知を行なう予定である。

資料 5

2013年度 予算書(案)

歳入

単位:円

項目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備考
繰越金	1,028,462	1,782,466	754,004	前年度からの繰越金額
会 費	2,500,000	2,000,000	△500,000	個人 1,700,000 賛助 300,000
参加費	100,000	100,000	0	大会 100,000 研究集会 0
寄付金	1,000	0	△1,000	
売上金	150,000	130,000	△20,000	会誌
雑入	50,000	50,000	0	広告料、利息等
資格審査・登録料	0	400,000	400,000	申請者40名
合計	3,829,462	4,462,466	633,004	

歳出

単位:円

項目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備考
総会・研究集会費	400,000	400,000	0	講師・アルバイト謝礼等
事務費	200,000	200,000	0	コピー、文具、郵送料等
印刷製本費	1,000,000	1,000,000	0	会誌等
賃金	200,000	400,000	200,000	事務局アルバイト
委託料	130,000	200,000	70,000	HP 管理料等
負担金	100,000	100,000	0	ICA 会費等
学会推進基金	0	500,000	500,000	基盤強化のための積立て
事務所賃料等	0	450,000	450,000	賃料(月 31, 500)等
資格審査・登録費	0	200,000	200,000	謝金、登録証作成等
予備費	1,799,462	1,012,466	△546,996	
合計	3,829,462	4,462,466	633,004	

資料6

2012年度認定 日本アーカイブズ学会登録アーキビスト名簿一覧

登録番号	申請者氏名	居住地
JSAS2012001	柴田 知彰	秋田県
JSAS2012002	西 光三	東京都
JSAS2012003	山口 拓史	愛知県
JSAS2012004	富田 任	茨城県
JSAS2012005	筒井 弥生	東京都
JSAS2012006	岡田 昭二	群馬県
JSAS2012007	定兼 学	岡山県
JSAS2012008	水野 保	東京都
JSAS2012009	喜多 恵	福岡県
JSAS2012010	島津 千登世	神奈川県
JSAS2012011	土屋 昌子	東京都
JSAS2012012	橋本 久美子	東京都
JSAS2012013	大友 一雄	千葉県
JSAS2012014	齋藤 柳子	東京都
JSAS2012015	濱田 英毅	東京都
JSAS2012016	吉田 千絵	北海道
JSAS2012017	坂口 貴弘	京都府
JSAS2012018	毛塚 万里	千葉県
JSAS2012019	村上 民	東京都
JSAS2012020	杉浦 秀典	東京都
JSAS2012021	山下 香織	岡山県
JSAS2012022	安藤 福平	広島県
JSAS2012023	西向 宏介	広島県
JSAS2012024	中村 崇高	東京都
JSAS2012025	浅野 真知	東京都
JSAS2012026	太田 富康	埼玉県
JSAS2012027	上田 由美	東京都
JSAS2012028	小根山 美鈴	大阪府
JSAS2012029	吉岡 精一	北海道
JSAS2012030	辻原 万規彦	熊本県
JSAS2012031	伊藤 一晴	山口県
JSAS2012032	大江 洋代	千葉県
JSAS2012033	岸本 誠司	山形県
JSAS2012034	柳田 春子	福島県
JSAS2012035	関根 豊	神奈川県
JSAS2012036	岩橋 清美	神奈川県
JSAS2012037	平井 孝典	北海道
JSAS2012038	櫟原 直樹	神奈川県

資料 7

<会則改正>

*会則（旧）

附 則

（施行期日）

この会則は、2004年4月24日から施行する。

（施行期日）

この会則は、2008年4月19日から施行する。

（施行期日）

この会則は、2011年4月23日から施行する。

事務局

事務局は、下記のところに置く。

〒190-0014 東京都立川市緑町10-3

国文学研究資料館 高橋 実 研究室気付

*会則（新）

附 則

（施行期日）

この会則は、2004年4月24日から施行する。

（施行期日）

この会則は、2008年4月19日から施行する。

（施行期日）

この会則は、2011年4月23日から施行する。

（施行期日）

この会則は、2013年4月20日から施行する。

事務局

事務局は、下記のところに置く。

〒105-0004 東京都港区新橋1-5-5 国際善隣会館5階

<規程改正>

日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程改正案（別紙表掲載）

別 紙

日本アーカイブズ学会会員海外派遣に関する内規

2013年3月18日

1. 日本アーカイブズ学会(以下「本学会」という。)が、海外で開催される国際会議等(以下「会議等」という。)に会員を派遣する必要がある際には、委員会が派遣者を選考・決定する。
2. 派遣者は、会員からの推薦(自薦・他薦を問わない。)があった者(以下「派遣候補者」という。)の中から決定するものとする。
3. 委員会は、派遣の要項を定めて本学会ウェブサイトおよび会員向けメールにてその内容を周知し、2週間程度の期間を定めて会員の自薦・他薦を受け付けるものとする。
4. 委員会は、派遣対象となる会議等の内容、派遣候補者の資格・能力等を検討の上、派遣者を決定する。選考の結果は会長より派遣候補者に通知する。
5. 本学会は、派遣者の申し出により、派遣者に対し、会議等の参加登録費の全額、または往復交通運賃の半額を支給する。ただし支給額の上限は10万円とする。
6. 派遣者は、参加した会議等につき、委員会に報告しなければならない。

以上

日本アーカイブズ学会 プライバシーポリシー

2013年2月12日

日本アーカイブズ学会(以下「本学会」といいます。)は、個人情報保護の重要性を認識し、以下のように方針を定め、個人情報の適切な取り扱いに努めます。

1. 個人情報

このプライバシーポリシーにおいて「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。)をいいます。

2. 個人情報の収集

本学会は、本学会会則第3条に掲げる事業を実施する上で必要な範囲に限り、個人情報を収集します。個人情報を収集する際には、原則として、収集及び利用の目的を明示した上で、本人の同意に基づいて収集することとします。

3. 個人情報の利用

本学会が収集した個人情報は、収集及び利用目的の達成のために必要な範囲に限り利用します。

また、収集した個人情報は、次の場合を除き第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 提供者の同意がある場合
- (3) 事業目的の達成のために必要な範囲において個人データの取扱いの全部又は一部を委託

- する場合（例えば、配送の委託先に、名前と宛先を知らせる場合等）
- （４）その他、個人情報を第三者に提供することに相当の理由があり、かつ、当該提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

4. 個人情報の管理

本学会は、収集した個人情報が外部へ漏洩したり破壊や改ざんを受けたり、紛失することの無いよう適切な管理に努めます。また、個人データの取扱いを外部業者に委託する場合は、情報が適切に管理されるよう監督します。ただし、提供者自身により開示された個人情報、既に公開されている個人情報については、本学会の管理の対象外とします。

5. 個人情報の開示及び訂正等

本学会が収集した個人情報は、本人から、当該本人に関する個人情報の開示を求められた場合は、当該請求者が本人であることを確認の上、原則として開示します。また、本人から当該本人に関する個人情報の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」といいます。）の申し出があった場合は、遅滞なく必要な調査を行って確認し、その結果に基づき訂正等を行います。

6. プライバシーポリシーの変更について

本学会は、委員会が必要と認めた時には、予告無くプライバシーポリシーを変更することがあります。変更前に収集した個人情報に対しても、常に最新のプライバシーポリシーを適用します。このような変更は、本学会のWebサイトに掲載します。

7. 個人情報の取り扱いに関する問い合わせ先

本学会の個人情報保護に関するお問い合わせは、学会事務局まで書面にてご連絡ください。

別紙表

日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程改正案

2013年3月19日

現行	改正案	備考
第1章 総則	—	—
(目的)	—	—
第1条 この規程は、前文の趣旨 ならびに日本アーカイブズ学会（ 以下「本学会」という。）会則第2 2条の規定に基づき、アーキビス トの資格基準を定め、本学会正会 員の内、その充足者を本学会が認 めるアーキビストとして登録し、 公示することにより、そのアーキ ビストとしての活動を支援し、日 本におけるアーカイブズ制度の発 展と質的向上に貢献することを目 的とする。	第1条 この規程は、前文の趣旨及び 日本アーカイブズ学会（以下「本学会 」という。）会則第22条の規定に基づ き、アーキビストの資格基準を定め、 本学会正会員の内、その充足者を本学 会が認めるアーキビストとして登録し 、公示することにより、そのアーキビ ストとしての活動を支援し、日本にお けるアーカイブズ制度の発展と質的向 上に貢献することを目的とする。	接続が一段階だけであるため
(名称)	—	—
第2条 この規程に定める審査に より登録される資格の名称は、次 のとおりとする。 和文表記 日本アーカイブズ学会 登録アーキビスト 英文表記 Registered Archivist of the Japan Society for Arch ival Science	—	—
第2章 資格委員会	—	—
(資格委員会の設置)	—	—
第3条 本学会は、日本アーカイ ブズ学会登録アーキビスト（以下 「登録アーキビスト」という。） の登録資格及び登録更新資格を審 査するため、登録アーキビスト資 格委員会（以下「資格委員会」と いう。）を置く。	—	—
2 資格委員会の運営については 、会長が別に定める。	—	—
(資格委員)	—	—

第4条 資格委員会は次の各号に定める者をもって構成する。	—	—
(1) 資格委員 若干名	—	—
(2) 本学会役員 2名	(2) 本学会役員(会長及び監事を除く。) 2名	本学会の役員は、会則9条により会長、副会長、委員、監事の4種類であるが、会長、監事は、その職務の性格上、資格委員の構成員として相応しくないため
2 資格委員会の委員は、本学会委員会の議を経て会長が任命する。	—	—
3 資格委員会委員長は資格委員の互選により選出し、会長が委嘱する。	—	—
4 資格委員の任期は1期2年とし、再任は妨げない。但し、3期6年を上限とする。	—	—
5 任期途中で資格委員会の委員に欠員ができ、業務の執行等に支障を生ずるおそれがあるときは、これを補充することができる。補充委員の任期は、 <u>当該委員</u> の残任期間とする。	5 任期途中で資格委員会の委員に欠員ができ、業務の執行等に支障を生ずるおそれがあるときは、これを補充することができる。補充委員の任期は、 <u>前任者の残任期間</u> とする。	「当該」が示す者を明確にした(情報公開・個人情報保護審査会設置法4条4項参照)
(新設)	<u>6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u>	資格委員会の選出につき、本学会委員会の見解が割れて議決できないときに対応するため(情報公開・個人情報保護審査会設置法4条6項参照)
(特別審査員)	—	—
第5条 資格委員会委員長は、必要に応じて特別審査員を委嘱することができる。特別審査員は、登録資格及び登録更新資格の審査に関し、資格委員会委員長の求めに応じて助言を行う。	—	—
2 特別審査員の任期は、その者の <u>委嘱に係る審査が終了したとき</u> をもって終わる。	2 特別審査員の任期は、その者に <u>委嘱された審査が終了したとき</u> をもって終わる。	表現を分かりやすくした
第3章 資格要件と登録アーキビ	—	—

スト申請		
(資格要件)	—	—
第6条 登録アーキビストの登録申請をする者は、申請時において本学会正会員であるとともに、次の各号に定める資格要件のいずれかに該当しなければならない。	—	—
(1) アーカイブズ学を研究教育することを目的とする大学院またはそれに相当する高等教育機関において、別表1の要件を満たす科目を履修し、アーカイブズ学に関する学位論文を提出して修士または博士の学位を取得した者で、別表2の基準によるアーカイブズに関する専門的業務の経験を1年以上有する者。	(1) アーカイブズ学を研究教育することを目的とする大学院またはそれに相当する高等教育機関において、別表1の要件を満たす科目を履修し、 <u>かつ</u> アーカイブズ学に関する学位論文を提出して修士または博士の学位を取得した者で、別表2の基準によるアーカイブズに関する専門的業務の経験を1年以上有する者。	「かつ」を入れることにより、「履修」と「学位を取得」の関係を明確にした
(2) 前号以外の大学院またはそれに相当する高等教育機関において、修士または博士の学位を取得し、かつ、別表1の要件を満たす科目を履修した者で、次の要件を満たす者。	—	—
ア 別表2の基準によるアーカイブズに関する専門的業務の経験を2年以上有すること。	—	—
イ 別表3の基準によるアーカイブズ学に関する業績を有すること。	—	—
(3) 第1号以外の大学院またはそれに相当する高等教育機関において、修士または博士の学位を取得した者で、次の要件を満たす者。	—	—
ア 別表2の基準によるアーカイブズに関する専門的業務の経験を3年以上有すること。	—	—
イ 別表3の基準によるアーカイブズ学に関する業績を有すること。	—	—
(4) 大学または <u>それに準じる</u> 高等教育機関を卒業した者で、次の要件を満たす者。	(4) 大学または <u>これに準ずる</u> 高等教育機関を卒業した者で、次の要件を満たす者。	法令用語の用法に揃えた

ア 別表 2 の基準によるアーカイブズに関する専門的業務の経験を 5 年以上有すること。	—	—
イ 別表 3 の基準によるアーカイブズ学に関する業績を有すること。	—	—
(登録の申請)	—	—
第 7 条 登録アーキビストの登録申請をする者は、所定の書類に審査料を添えて、本学会に申請しなければならない。	—	—
2 前項の書類および審査料の額は、会長が別に定める。	—	—
(審査)	—	—
第 8 条 資格委員会は、原則として毎年 1 回以上審査にあたり、その結果を会長に報告しなければならない。	—	—
2 登録資格審査は、申請にあたって提出された書類の審査により行う。	—	—
(審査結果の通知)	—	—
第 9 条 会長は、資格委員会の審査の結果を、本学会委員会の議を経て申請者に通知する。	—	—
2 審査結果に対して異議のある者は、前項の通知を受け取った日から 30 日以内に異議を申し立てることができる。異議申立ての手続については会長が別に定める。	—	—
第 4 章 登録	—	—
(登録)	—	—
(新設)	第 10 条 登録は、前条により適格との通知を受けた者の申請により、登録アーキビスト名簿に登録することによって行う。	登録行為を明確にした (医師法 6 条 1 項参照)
第 10 条 前条により適格との通知を受けた者は、所定の登録料を本学会に納付しなければならない。	2 登録を申請する者は、所定の登録料を本学会に納付しなければならない。	1 項の変更に伴う修正

2 会長は、前項の手続を完了した者に対して登録証を交付するとともに、登録アーキビスト名簿に登録し、これをホームページ等において公示する。	3 会長は、前項の手続を完了した者を登録アーキビスト名簿に登録し、これをウェブサイト等において公示する。	手続の順番として、名簿への登録が先であるため 「ホームページ」という用語は、トップページのみを指すものとして使われることがあるため
(新設)	4 会長は、登録をしたときは、登録証を交付する。	(医師法6条2項参照)
3 登録料の額は、会長が別に定める。	5 登録料の額は、会長が別に定める。	項の繰り下げ
(登録期間)	—	—
第11条 登録アーキビストの登録証の有効期限は、登録の日から5年間とする。	第11条 登録アーキビストの登録の有効期限は、登録の日から5年間とする。	登録「証」に有効期限があるわけではないため
第5章 更新と喪失	—	—
(登録更新の申請)	—	—
第12条 登録アーキビストの登録更新をする者は、別表4に定める実績を有していなければならない。	—	—
2 登録更新をする者は、有効期限が終わる90日前までに所定の書類に更新審査料を添えて、本学会に申請しなければならない。	—	—
3 登録更新をしようとする者で、海外留学、病気療養、出産等やむを得ない理由があると資格委員会が認めた場合に限り、更新の申請を延期することができる。延期の期間は、その理由に応じ資格委員会が定める。	3 登録更新をしようとする者のうち、海外留学、病気療養、出産その他登録更新をできないことにつきやむを得ない理由があると資格委員会が認めた者については、登録アーキビストの登録期間を延長する。延長の期間は、その理由に応じ資格委員会が定める。	更新の申請を延長しても、登録期間が更新されるわけではないため更新時期のずれの問題 (有効期限満了前に資格委員会が開かれない場合の問題)に対応するため「その他登録更新をできないことにつき」を挿入した
4 前項により申請延期の承認を得ようとする者は、有効期限が終わる90日前までに理由を付した書面にて本学会に申し出なければならない。	4 前項の規定により登録期間の延長の承認を得ようとする者は、登録アーキビストの登録の有効期限が終わる90日前までに理由を付した書面にて本学会に申し出なければならない。	3項の変更に伴う修正
5 第2項の書類および更新審査料の額は、会長が別に定める。	—	—
(登録更新の審査および登録)	—	—

第13条 資格委員会は、登録更新の審査を原則として毎年1回以上行い、審査の結果を会長に報告しなければならない。	—	—
2 登録更新の審査は、申請にあたって提出された書類の審査により行う。	—	—
3 会長は、資格委員会の審査の結果を、本学会委員会の議を経て申請者に通知する。	—	—
4 登録更新を認められた者は、所定の登録更新料を納付しなければならない。	—	—
5 会長は、前2項の手続を完了した者に対して登録証を交付するとともに、登録アーキビスト名簿への登録を更新し、これをホームページ等において公示する。	5 会長は、前2項の手続を完了した者の登録アーキビスト名簿への登録を更新し、これをウェブサイト等において公示する。	手続の順番として、名簿への登録が先であるため 「ホームページ」という用語は、トップページのみを指すものとして使われることがあるため
(新設)	6 会長は、登録の更新をしたときは、登録証を交付する。	1項の変更に伴う修正
6 登録更新料の額は、会長が別に定める。	7 登録更新料の額は、会長が別に定める。	項の繰り下げ
7 本条第3項の審査結果に対して異議のある者は、通知を受け取った日から30日以内に異議を申し立てることができる。異議申立ての手続については会長が別に定める。	8 本条第3項の審査結果に対して異議のある者は、通知を受け取った日から30日以内に異議を申し立てることができる。異議申立ての手続については会長が別に定める。	項の繰り下げ
(喪失)	—	—
第14条 登録アーキビストは、次の各号の事由により資格を喪失する。	—	—
(1) 登録アーキビストの資格を辞退したとき。	—	—
(2) 本学会正会員の資格を喪失したとき。	—	—
(3) 正当な理由なく、第12条に定める期日までに登録の更新をしなかったとき。	—	—

2 会長は、登録アーキビストとしての資格を喪失した者について、登録アーキビスト名簿の登録を抹消し、これを公示する。	2 会長は、登録アーキビストとしての資格を喪失した者について、登録アーキビスト名簿の登録を抹消し、これをウェブサイト等において公示する。	他の条文と表現を合わせるため
3 登録アーキビストとしての資格を喪失した者は、本学会に登録証を返納しなければならない。	—	—
(取消し)	—	—
第15条 会長は、次の各号の事由により本学会委員会の議を経て登録アーキビストの登録を取り消すことができる。	—	—
(1) 申請書等に虚偽の記載が判明したとき。	—	—
(2) 審査書類の作成等において不正が判明したとき。	—	—
(新設)	(3) 登録アーキビストたるにふさわしくない非行があったとき。	登録アーキビスト制度の信用性を担保するため
2 会長は、登録を取り消された者について、登録アーキビスト名簿の登録を抹消し、これを公示するとともに、本人に通知する。	2 会長は、登録を取り消された者について、登録アーキビスト名簿の登録を抹消し、これをウェブサイト等において公示するとともに、本人に通知する。	他の条文と表現を合わせるため
3 登録を取り消された者は、本学会に登録証を返納しなければならない。	—	—
(新設)	4 登録取消しに対して異議のある者は、第2項の通知を受け取った日から30日以内に異議を申し立てることができる。異議申立ての手続については、会長が別に定める。	登録取消しに係る異議申立て制度が存在しなかったため
第5章 その他	—	—
(改正)	—	—
第16条 この規程は、総会の承認を受けなければ変更することができない。	—	—
(秘密の保持)	—	—
第17条 会長、資格委員会の委員、特別審査員その他本規程の実施に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。	第17条 会長、資格委員会の委員、特別審査員その他この規程の実施に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。	他の条文と表現を合わせるため
(委任)	—	—

第18条 この規程に定めるもののほか、 <u>登録アーキビスト制度の運用</u> に関し必要な事項は、本学会委員会の議を経て会長が定める。	第18条 この規程に定めるもののほか、 <u>この規程の実施のために必要な事項</u> は、本学会委員会の議を経て会長が定める。	委任の範囲を限定するため
附則	—	—
(施行期日)	—	—
1 この規程は2012 年4 月21 日より施行する。	—	—
(登録申請に関する経過措置)	—	—
2 第6条において本学会正会員であることを登録申請の要件としている点については、 <u>本規程</u> 施行後5年間に限り、本学会正会員でなくても登録を申請できるものとする。ただしその場合であっても、資格委員会による審査により適格と判定された者は、本学会正会員とならなければ登録アーキビストとして登録されない。	2 第6条において本学会正会員であることを登録申請の要件としている点については、 <u>この規程</u> の施行後5年間に限り、本学会正会員でなくても登録を申請できるものとする。ただしその場合であっても、資格委員会による審査により適格と判定された者は、本学会正会員とならなければ登録アーキビストとして登録されない。	他の条文と表現を合わせるため
(新設)	附則 (2013年4月20日規程第1号)	施行日を定めるため
(新設)	(施行期日)	施行日を定めるため
(新設)	この規程は、2013年4月20日から施行する。	施行日を定めるため

参考資料

会 則

目 次

前 文

第1章 総則

第2章 目的および事業

第3章 会員

第4章 役員及び事務局

第5章 会議

第6章 会計

第7章 記録の管理、公開及び保存

第8章 会則の変更及び本会の解散

第9章 関連諸規程

附 則

【前 文】

私たちは、日本のみならず世界に遺されたアーカイブズ、そして将来のアーカイブズとなる記録の生成、保存及び活用についての理論と技法を研究し、実践するため、この学会を創設することとした。

アーカイブズは、団体、家及び個人が作成し、収受し、保存されてきた記録からなり、手書きや印刷された紙媒体のもの、電磁的記録のもの、そしてオーラルヒストリーなどからなっている。

このアーカイブズに関する科学研究は、(1)アーカイブズの管理に関する研究、(2)アーカイブズの成立・構造・伝来などに関する研究、(3)アーカイブズの教育・普及に関する研究などから構成されており、歴史学、社会学、情報学など既存の様々な学問分野の学理と連携しつつ、独自の領域をもつものである。この科学研究は、アーカイブズの保存及び関連する諸課題の解決に資するという役割を担うものでもある。

また、この科学研究と同時に、アーカイブズの保存及び関連する諸課題に対する実践を、このアーカイブズの科学研究に関わるものは求められている。

アーカイブズに関する科学研究と実践を担うものとしてアーカイブズ学を構築し、アーカイブズの適切な生成、保存、活用による平和で豊かな民主社会の実現に資するため、この会則を制定する。

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会の名称は、日本アーカイブズ学会（英文名 The Japan Society for Archival Science 略称 JSAS）とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、アーカイブズに関する調査・研究を行い、わが国におけるアーカイブズ学の進展に寄与するとともに、アーカイブズ制度の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 研究集会及び総会の開催

- (2) 機関誌及びアーカイブズ関係文献の刊行
- (3) Webサイトの運営
- (4) 国内外の関係団体・機関との交流
- (5) その他必要と認める事業

第3章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員の種類は、正会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は、本会の目的に賛同する個人とする。
- 3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業を援助する団体とする。

(入退会)

第5条 本会に入会しようとするものは、入会申込書に所定事項を記入して申し込み、会費を納めなければならない。

- 2 本会の退会は、退会の申し出による。ただし、正当な理由なしに会費を3年以上滞納した場合は退会したものとみなす。

3 本会の目的に反する行為のあった会員、または本会の名誉を著しく傷つけた会員に対しては、総会の議決によって会長は、退会を勧告することができる。

(会費)

第6条 会員は、当該年度の年会費を、通知された時期に納入するものとする。

- 2 会費の額は、総会の議決をもってこれを定める。
- 3 納入した会費は、これを返還しない。

(会員の権利)

第7条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 総会への出席
- (2) 本会機関誌及び連絡・通信物の受領
- (3) 本会主催事業への参加

(正会員の権利)

第8条 正会員は次の権利を有する。

- (1) 総会における議決
- (2) 本会機関誌等への投稿
- (3) 本会研究集会における研究発表

第4章 役員及び事務局

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 委 員 20名以内
- (4) 監 事 2名

(役員の任務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長の責務を代行する。
- 3 委員は、会務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員の選出・任期)

第11条 役員は、総会で選出される。

- 2 役員の任期は、1期2年とし、再任は妨げない。但し、同じ役職では3期6年を上限とする。

- 3 任期途中で役員に欠員ができ、会務の執行等に支障を生ずるおそれがあるときは、これを補充することができる。補充役員の任期は、当該役員の残任期間とする。

(事務局)

第12条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に専任の職員を置くことができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第13条 会議は、総会及び委員会とする。

(総会)

第14条 総会は、本会最高の決定機関であって、この会則において別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算の承認に関する事項
- (3) 委員会において総会に付議する必要があると認めた事項
- (4) 総会出席正会員から提案され、議案として認められた事項

- 2 総会は、年1回会長が招集して春季に開催する。この他、正会員の5分の1以上から書面で総会に付議すべき事項を示して総会開催請求があったとき、又は会長が必要と認めたとき、会長は臨時にこれを招集する。

- 3 総会は、正会員の10分の1以上の出席をもって成立する。

- 4 総会の議決は、出席正会員の過半数の同意による。

- 5 総会の議長は、出席正会員のうちから選出する。

- 6 総会の会議録は、議長が署名し、速やかに公開する。

(委員会)

第15条 委員会は、会務の執行に関する事項を審議決定する。

- 2 委員会は、会長が副会長及び委員を招集して開催する。

第6章 会計

(会計)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金、事業収入及びその他の収入による。

- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 3 収支決算は、毎会計年度終了後、監事の監査を経て、総会に報告しなければならない。

第7章 記録の管理、公開及び保存

(記録の管理)

第17条 会務の執行等にあたっては、適切な記録の管理を行わなければならない。

(記録の公開)

第18条 本会の記録は、原則として公開しなければならない。

(アーカイブズの保存及び公開)

第19条 本会の記録のうち、永続的保存価値を有すると認められるものは、アーカイブズとして保存し公開しなければならない。

第8章 会則の変更及び本会の解散

(会則の変更)

第20条 本会会則の変更は、総会の議決を得なければならない。

(本会の解散)

第21条 本会の解散は、総会において正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 関連諸規程

(関連諸規程)

第 22 条 会務執行等に必要な諸規程は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、2004年4月24日から施行する。

(施行期日)

この会則は、2008年4月19日から施行する。

(施行期日)

この会則は、2011年4月23日から施行する。

事務局

事務局は、下記のところに置く。

〒190-0014 東京都立川市緑町10-3
国文学研究資料館 加藤 聖文 研究室気付

日本アーカイブズ学会会費規程

- 1 本会の会費年額は次のとおりとする。
正会員 5,000円 (学生 3,000円)
賛助会員 一口10,000円
- 2 本規程は2004年4月24日から施行する。

参考資料

総会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、日本アーカイブズ学会会則第14条に定める事項のほか、同第22条の規定にもとづき、総会の運営に関し必要な事項を定める。

(司会者)

第2条 司会者は、会長が指名し議長決定までの責任を持つ。

2 司会者は、仮議長となって議長を選出する。

(議長)

第3条 議長は1名ないし2名とする。

2 議長は、総会の秩序を保持し議事を整理して会議の運営と進行に責任を持つ。

3 議長は、会則第14条第3項により定足数を確認の後、総会の成立を宣言する。ただし、出席者が定足数に満たないときは、休息又は散会あるいは延会を宣言する。

(書記)

第4条 議長は、議事を記録するため出席正会員のなかから書記2名を指名する。

(発言者)

第5条 会議で発言する場合は挙手し、議長の指名を受けなければならない。

2 議長より指名を受けたときは、発言に先立ち、氏名を明らかにしなければならない。

(議案の提出)

第6条 会則第14条第1項第4号により提案をする場合は、次の各号による。

(1) 提案要旨を総会の30日前までに会長に提出しなければならない。

(2) 前号に定める期限以降に、緊急の事情により提案の必要が生じた場合は、総会開始までにその事由と要旨を会長に申し出なければならない。

(採決)

第7条 議長は、採決を行うときは、その旨を宣言する。

2 採決は、次の方法の一つとし、議長はその方法を会議に諮って採決する。

(1) 拍手

(2) 挙手

(3) 無記名投票

3 採決の順序は、原則として議案に対する否決、修正、賛成の順序で行う。

4 採決を行った場合は、議長はその結果を宣言する。

(発言停止、退場)

第8条 議長は、この規程に違反し、注意に従わない者を発言の停止あるいは退場させることができる。

(議事録)

第9条 総会の議事録には、次の各号に掲げられた事項が記載されなければならない。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 出席正会員数

(3) 議長選任の経緯

- (4) 開会宣言
- (5) 報告事項の概要
- (6) 審議事項の概要およびその審議結果
- (7) 閉会宣言
- (規程の変更)

第10条 この規程は、総会の承認を受けなければ変更することができない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2005年4月5日開催の第12回委員会の議決により暫定的に施行する。
- 2 この規程は、2005年4月23日から施行する。

参考資料

役員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、日本アーカイブズ学会会則第11条に定める事項のほか、同第22条の規定にもとづき、役員選出の方法に関し必要な事項を定める。

(立候補)

第2条 役員に立候補しようとする者は、委員会による役員の改選又は補充の告示にしたがい、立候補する役職名とともに、その旨を委員会に届け出るものとする。

2 届出には正会員3名以上の推薦を要する。

(役員候補の決定)

第3条 委員会は、次の方法により役員案を総会に提案する。

(1) 立候補者は全員を総会に提案する。

(2) 立候補者数が前条第1項により告示された定数に満たない場合には、必要に応じて、委員会が本人の同意を得て選出し総会に提案する。

(総会による選出)

第4条 総会では次の方法により役員を選出する。

(1) 候補者数が第2条第1項により告示された定数と同数の役職は、総会運営規程第7条の規定に基づき選出する。

(2) 候補者数が第2条第1項により告示された定数を越える場合には、投票により選出する。

(投票)

第5条 投票は、第2条第1項により告示された定数に応じて、無記名連記方式で行う。

2 投票用紙は会場で有権者に配布された所定のものをを用いる。

3 当選者は、役職ごとに得票数の多い者から当該定数を選出する。ただし、得票数が等しい場合は抽選によって順位を定め選出する。

(規程の変更)

第6条 この規程は、総会の承認を受けなければ変更することができない。

附 則

(施行期日)

この規程は、2005年4月23日から施行する。